

第125回 定時株主総会 招集ご通知

▶ **日時**

2025年6月24日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

▶ **場所**

愛知県清須市西堀江2288番地
当社名古屋工場 第5会議室

▶ **決議事項**

第1号議案／剰余金の処分の件
第2号議案／取締役(監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件

株主総会にご出席の皆さまへのお土産は廃止いたしました。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

アイカ工業株式会社

証券コード：4206

AICA

CHEMISTRY DESIGN

化学とデザインの融合から、
新たな価値を生み出す。
持続的に発展するグローバル企業へ



株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を2025年6月24日（火曜日）に開催いたしますので、ここにご案内申し上げます。



代表取締役会長

小野 勇治



代表取締役 社長執行役員

海老原 健治

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純利益
2,486億円 前期比5.1%増 ▲	274億円 前期比8.4%増 ▲	286億円 前期比9.7%増 ▲	168億円 前期比11.6%増 ▲



化成品セグメント

売上高 1,385億円 前期比6.4%増 ▲	接着剤系商品は、国内においては、合板用接着剤や集成材用接着剤が低迷したものの、自動車用のホットメルトが伸長し、施工用接着剤や木工・家具用接着剤なども堅調に推移したことから、売上を伸ばすことができました。海外においては、ベトナムやマレーシアなどで好調に推移し、売上を伸ばすことができましたが、シンガポール工場の閉鎖に伴う一時的な影響などにより利益は前年を下回りました。 建設樹脂系商品は、塗り床材「ジョリエース」や水性硬質ウレタン樹脂系塗り床材「アイカピュール」が半導体工場、燃料電池工場、データセンターなどのニーズを捉えて好調に推移したことから、売上を伸ばすことができました。
営業利益 93億円 前期比0.6%増 ▲	非建設分野への取り組みとして注力している機能材料事業は、国内においては、電子材料用・自動車用の高機能フィルム「ルミアート」や工業用の有機微粒子などが好調で、売上を伸ばすことができました。海外においては、中国では苦戦したものの台湾やベトナムで好調に推移し、売上を伸ばすことができ、高付加価値商品の販売促進などにより利益も伸ばすことができました。

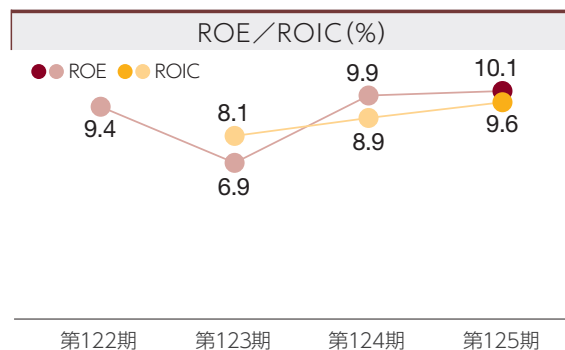
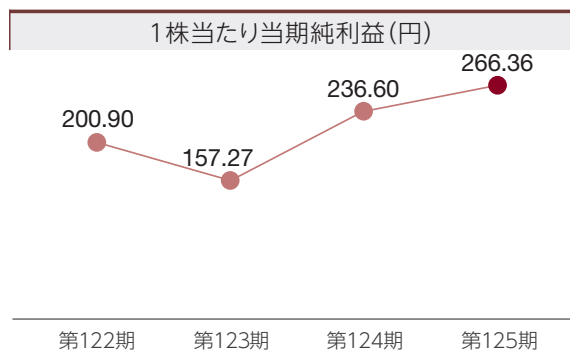
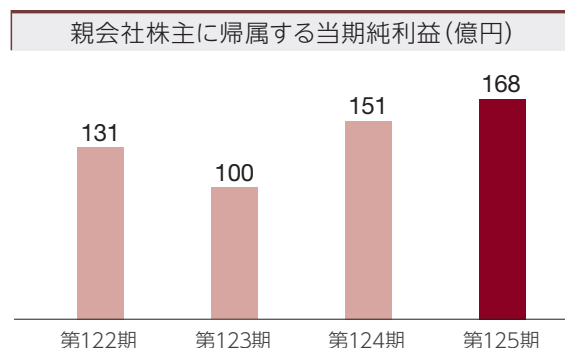
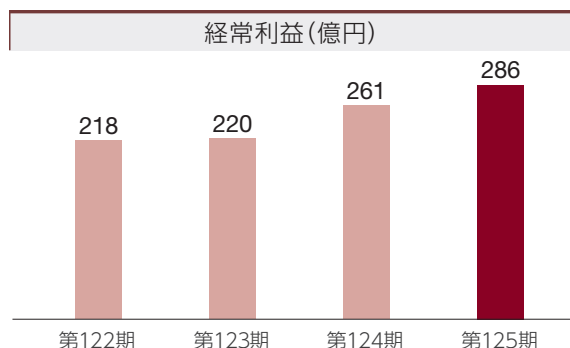
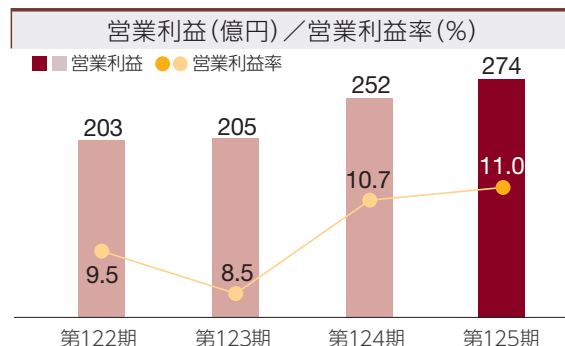
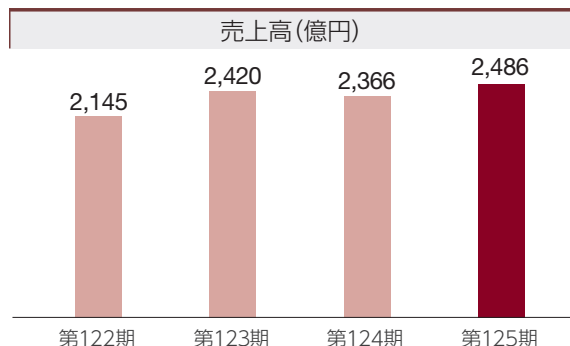


建装建材セグメント

売上高 1,101億円 前期比3.6%増 ▲	メラミン化粧板は、国内においては、高付加価値商品の伸長に加え、インバウンド需要の拡大や国内シェアNo.1のブランド力を活かした商品戦略により単色・柄物も好調に推移し、売上が前年を上回りました。また、新規市場開拓に向けた戦略的商品として注力している床材「メラミンタイル」も着実に売上を伸ばすことができました。海外においては、タイやインドネシアなどで好調に推移しましたが、中国は不動産不況により低調に推移したことから、売上が前年を下回りました。 ボード・フィルム類は、シート合板や柄物のポリエステル化粧合板が低調に推移しましたが、ラインナップを拡充した粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」が好調に推移し、売上が前年を上回りました。
営業利益 225億円 前期比10.8%増 ▲	メラミン不燃化粧板「セラール」は、店舗、ホテル、駅などの非住宅市場での需要を獲得するとともに高意匠メラミン不燃化粧板「セラール セレント」や抗ウイルスメラミン不燃化粧板「セラールウイルテクトPlus」などの高付加価値商品の採用が拡大し、売上が前年を上回りました。 不燃建材は、市場に從來存在しなかったサイズを展開したアクリル樹脂系塗装けい酸カルシウム板「ルナライト」が店舗、工場、教育施設で好調に推移しましたが、押出成形セメント板「メース」などが苦戦し、売上が前年を下回りました。 住器建材は、造作風洗面化粧台「スマートサニタリー」や高級人造石「フィオレストーン」が好調で、売上を伸ばすことができました。

※記載金額はすべて連結ベースで表示しております。

※セグメント別営業利益は配賦不能営業費用控除前の数値です。



※記載金額はすべて連結ベースで表示しております。

※ROICは第123期より開示を開始したため、当該期間からの数値を掲載しております。

株 主 各 位

証券コード 4206
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

愛知県清須市西堀江2288番地

アイカ工業株式会社

代表取締役 海老原 健治
社長執行役員

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト「第125回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

① 当社ウェブサイト

<https://www.aica.co.jp/company/ir/event/stock-meeting/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「アイカ工業」または「コード」に当社証券コード「4206」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」の順に選択して、ご確認くださいませことができます。

② 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは郵送（書面）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所

愛知県清須市西堀江2288番地 当社名古屋工場 第5会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第125期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第125期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書用紙に議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットおよび郵送(書面)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

以 上

● 交付書面から一部記載を省略している事項

本書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

なお、法令および当社定款第20条の規定に基づき、以下の事項を除いております。

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。

- ①事業報告の会社の新株予約権に関する事項
- ②事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
- ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
-

議決権行使のご案内

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日（火）
午前10時

インターネット



当社指定の議決権行使サイト

▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月）
午後5時まで

▶ 詳細は次ページをご覧ください

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日（月）
午後5時到着分まで

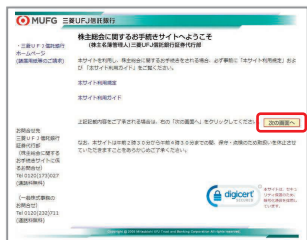
機関投資家の皆さまへ

株式会社IJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

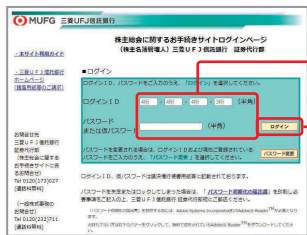
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙右下に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



3 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID・パスワード不要！

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



スマートフォン等によるQRコードを読み取る方法での議決権行使では「ログインID」・「仮パスワード」の入力が不要になりました。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内においては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。アジア・オセアニア地域の経済につきましては、中国における不動産市況の停滞が続きましたが、東南アジアは観光業や個人消費の回復が進み、概ね堅調に推移しました。一方、エネルギーコストや原材料価格の高騰、為替・金利変動の影響に加えて、米国の関税政策の影響などにより、国内外ともに先行きは不透明な状況で推移しました。

国内建設市場においては、住宅市場では建築資材価格や運搬費・労務費などの上昇による住宅価格の高騰から、住宅取得マインドの低下が広がり、持家および戸建分譲が減少し、住宅着工戸数は前年を下回りました。非住宅市場では、インバウンド需要によるホテル・店舗の新築・改修需要が増加しましたが、医療福祉施設や倉庫などの需要が減少し、前年を下回りました。

このような経営環境の下、当社グループは、中期経営計画「Value Creation 3000 & 300」の方針に基づき、収益性の改善、成長事業の創出・育成、健全な経営基盤の構築などを推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高248,696百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益27,408百万円（同8.4%増）、経常利益28,668百万円（同9.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益16,896百万円（同11.6%増）となりました。

セグメントの業績については次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

■ 化成品セグメント

接着剤系商品は、国内においては、合板用接着剤や集成材用接着剤が低迷したものの、自動車用のホットメルトが伸長し、施工用接着剤や木工・家具用接着剤なども堅調に推移したことから、売上を伸ばすことができました。海外においては、ベトナムやマレーシアなどで好調に推移し、売上を伸ばすことができましたが、シンガポール工場の閉鎖に伴う一時的な影響などにより利益は前年を下回りました。

建設樹脂系商品は、塗り床材「ジヨリエース」や水性硬質ウレタン樹脂系塗り床材「アイカピュール」が半導体工場、燃料電池工場、データセンターなどのニーズを捉えて好調に推移したことから、売上を伸ばすことができました。

非建設分野への取り組みとして注力している機能材料事業は、国内においては、電子材料用・自動車用の高機能フィルム「ルミアート」や工業用の有機微粒子などが好調で、売上を伸ばすことができました。

海外においては、中国では苦戦したものの台湾やベトナムで好調に推移し、売上を伸ばすことができ、高付加価値商品の販売促進などにより利益も伸ばすことができました。

このような結果、売上高は138,587百万円（前年同期比6.4%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は9,331百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

■ 建装建材セグメント

メラミン化粧板は、国内においては、高付加価値商品の伸長に加え、インバウンド需要の拡大や国内シェアNo.1のブランド力を活かした商品戦略により単色・柄物も好調に推移し、売上が前年を上回りました。また、新規市場開拓に向けた戦略的商品として注力している床材「メラミンタイル」も着実に売上を伸ばすことができました。海外においては、タイやインドネシアなどで好調に推移しましたが、中国は不動産不況により低調に推移したことから、売上が前年を下回りました。

ボード・フィルム類は、シート合板や柄物のポリエステル化粧合板が低調に推移しましたが、ラインナップを拡充した粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」が好調に推移し、売上が前年を上回りました。

メラミン不燃化粧板「セラール」は、店舗、ホテル、駅などの非住宅市場での需要を獲得するとともに高意匠メラミン不燃化粧板「セラール セレント」や抗ウイルスメラミン不燃化粧板「セラールウイルテクト Plus」などの高付加価値商品の採用が拡大し、売上が前年を上回りました。

不燃建材は、市場に從來存在しなかったサイズを展開したアクリル樹脂系塗装けい酸カルシウム板「ルナライト」が店舗、工場、教育施設で好調に推移しましたが、押出成形セメント板「メース」などが苦戦し、売上が前年を下回りました。

住器建材は、造作風洗面化粧台「スマートサニタリー」や高級人造石「フィオレストーン」が好調で、売上を伸ばすことができました。スマートサニタリーは、求めやすい価格帯で、オーダーメイドのような高い自由度と意匠性が好評を博し、お施主さまのショールームへの来場が増加していました。そのため、東京・名古屋・大阪・福岡のショールームでスマートサニタリーの展示コーナーを拡充し、拡販を進めました。

このような結果、売上高は110,109百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は22,535百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	(前連結会計年度) 第124期 (2024年3月期)		(当連結会計年度) 第125期 (2025年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
化成品	130,300	55.1	138,587	55.7
建装建材	106,325	44.9	110,109	44.3
計	236,625	100.0	248,696	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は9,219百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社 化成品および建装建材生産設備
- ・ 海外連結子会社 化成品および建装建材生産設備

② 重要な固定資産の売却、撤去、減失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債発行等による重要な資金調達はございません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、賃上げによる消費者マインドの向上や設備投資の堅調な推移、インバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調が続くと予想されます。一方、米国の関税政策、金利・為替の変動、物価上昇など、不透明な状況が続くと予想されます。

国内建設需要につきましては、住宅着工は、住宅価格の高騰や住宅金利の上昇などにより、停滞気味で推移する見通しです。非住宅建設市場は、企業の設備投資に持ち直しの動きがみられ、堅調に推移することが予想されます。

アジア・オセアニア地域の経済は、各国政府の政策の下支えにより前年を上回る成長率が期待できますが、米国の関税政策の影響、中国の不動産市場の回復動向などに留意する必要があります。なお、利益面においては、原材料価格が上昇した場合や過度な為替変動が生じた場合には、収益を圧迫する懸念があります。

このような経営環境の下、当社グループでは引き続き中期経営計画「Value Creation 3000 & 300」の方針に基づき、収益性の改善、成長事業の創出・育成、および気候変動対応や人的資本をはじめとした健全な経営基盤の構築に取り組み、当社グループの持続的な成長とより一層の企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画 Value Creation 3000 & 300 基本方針

財 務

1. 収益性の改善



化成品国内・化成品海外・建装建材国内・建装建材海外の4つのマーケットで、それぞれの課題に対して、付加価値の向上とメリハリの効いた投資配分を行い利益率を改善します。市場特長と投下資本に応じた利益率水準を目指します。

2. 成長事業の創出・育成



化成品・建装建材それぞれのセグメントで、成長が見込めるマーケットや、当社の強みを発揮できるマーケットへ積極的に成長投資を行います。100周年を見据えて、持続的成長を牽引できる新たな収益の柱を創出・育成します。

非財務

3. 健全な経営基盤の構築



1. 経済価値の提供、2. 商品を通じた社会課題解決、3. 気候変動対応、4. 人的資本経営の基盤構築、5. DX推進、6. ガバナンス強化、7. 品質保証・労働安全、の7つのマテリアリティ(重要課題)に対する改善に取り組み、サステナブルな企業体を目指します。特に、本中期経営計画においては、気候変動対応と人的資本経営の基盤構築に注力します。

気候変動対応



気候変動問題への対応は企業の存続を左右する重要課題であると捉え、その取り組みを優先した事業活動へ転換します。2050年度カーボンニュートラルを宣言し、2030年度までに2022年度比42%^{※1} GHG^{※2}削減を目指します。

人的資本経営の基盤構築



持続的成長を支える根幹は人的資本にあると認識し、当社ならではのビジネス課題へ対応できる人材の育成・採用に取り組みます。エンゲージメントの高い多様な人材で構成されたイノベーションを生み出す組織基盤を構築します。

※1：2025年5月に目標を引き上げました

※2：温室効果ガス（Greenhouse Gas）の略称

中期経営計画 Value Creation 3000 & 300 経営指標

収益性の改善		成長事業の創出・育成		気候変動対応		人的資本経営の基盤構築	
財務				非財務			
実績 (2025年3月期)		目標 (2027年3月期)		実績 (2025年3月期)		目標 (2027年3月期)	
気候変動対応				気候変動対応			
売上高	2,486億円	3,000億円		GHG ^{※3} 排出量削減 (Scope1+2)	2023年3月期比 ▲7.7% ^{※4}	2023年3月期比 ▲14%	
経常利益	286億円	300億円		環境投資額	4.4億円 (累計7.3億円)	4年累計 20億円	
AS商品 ^{※1} 売上高 ^{※2}				人的資本経営の基盤構築			
AS商品 ^{※1} 売上高 ^{※2}	241億円	280億円		人的資本投資額 ^{※2}	11.4億円 (累計21.3億円)	4年累計 40億円	
海外売上高比率	48.0%	50%以上		エンゲージメント スコア ^{※5}	3.97Point	4.0Point以上	
ROE	10.1%	10%以上					
ROIC	9.6%	9%以上					

※1：AICA Solution商品の略。様々な社会課題を解決する商品

※2：アイカ工業単体

※3：温室効果ガス（Greenhouse Gas）の略称

※4：第三者保証取得前の見込値

※5：5point満点

◆サステナビリティに関する取り組み

当社グループは、経営理念に「アイカグループは共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献してまいります」と掲げており、この理念を体現すべく事業活動を通じてさまざまな社会課題解決に取り組み、ステークホルダーの皆さまとともに発展してきました。企業に求められる社会的責任を果たし、地球全体の持続可能性を高める活動を推進することは当社グループの使命であり、企業価値を向上する上で必要不可欠な要素であると考えています。

このような考え方のもと、2021年4月に定めたサステナビリティ方針に基づき、社長執行役員が委員長を務める「サステナビリティ推進委員会」を推進母体とし、事業活動と融合したマテリアリティ目標の達成に向けてグループ全体で取り組んでいます。2024年4月より体制を一部変更し、「サステナビリティ推進委員会」の内部に5つの分科会を設けて推進力を強化するとともに、取締役も参加する「サステナビリティ推進会議」を設置し、監督機能も強化しています。

サステナビリティを重視した経営を推進し、持続可能な豊かな社会の形成に貢献するとともに、変化に強い、よりサステナブルな企業となることを目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第122期 (2022年3月期)	第123期 (2023年3月期)	第124期 (2024年3月期)	(当連結会計年度) 第125期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	214,514	242,055	236,625	248,696
経常利益 (百万円)	21,840	22,088	26,135	28,668
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,117	10,059	15,135	16,896
1株当たり当期純利益 (円)	200.90	157.27	236.60	266.36
総資産 (百万円)	240,388	250,049	274,739	288,058
純資産 (百万円)	162,734	158,074	176,543	189,723
1株当たり純資産額 (円)	2,223.98	2,270.08	2,529.07	2,762.12

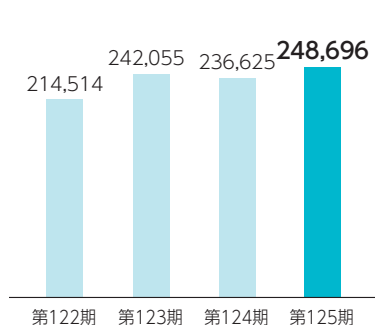
(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

「1株当たり純資産額」の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式を第122期に47,600株、第123期に47,500株、第124期に47,100株、第125期に46,900株をそれぞれ含めております。

「1株当たり当期純利益」の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式を第122期に43,633株、第123期に47,592株を、第124期に47,367株、第125期に46,933株をそれぞれ含めております。

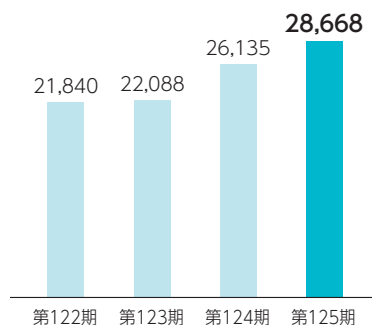
連結売上高

(単位：百万円)



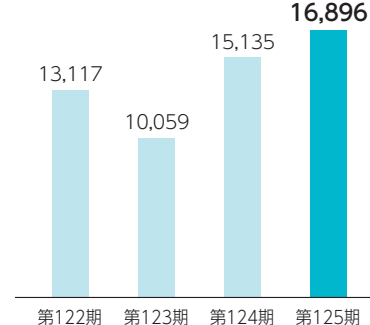
連結経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイカインテリア工業株式会社	75百万円	100.00%	建装建材製造
アイカハリマ工業株式会社	72百万円	100.00	建装建材製造
西東京ケミックス株式会社	60百万円	100.00	工業薬品・化学品等の販売
アイカテック建材株式会社	80百万円	100.00	建装建材製造販売
アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社	216,628千SGD	100.00	アジア太平洋地域における化成品の製造販売 (持株会社としての統括管理)
エバモア・ケミカル・インダストリー社	993,880千TWD	50.10	化成品製造販売
アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社	2,910,360千THB	100.00	アジア太平洋地域における建装建材の製造販売 (持株会社としての統括管理)
アイカ・ラミネーツ・インディア社	808,000千INR	95.67	建装建材製造販売
アイカ・ラミネーツ・ベトナム社	867,355百万VND	89.28	建装建材製造販売
アイカウィルソナート・タイ社	348,900千THB	75.00	建装建材製造販売
アイカウィルソナート上海社	12,000千US\$	75.00	建装建材製造販売

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品
化 成 品	外装・内装仕上塗材、塗り床材、各種接着剤、有機微粒子、他
建 装 建 材	メラミン化粧板、化粧合板、室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材、押出成形セメント板、他

(8) 主要な営業所および事業所

① 当社の主要な営業所および工場

本 社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋26階
本店所在地	愛知県清須市西堀江2288番地
開発拠点	名古屋R&Dセンター 愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺R&Dセンター 愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島R&Dセンター 福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	丹波R&Dセンター 兵庫県丹波市柏原町下小倉960
生産拠点	名古屋工場 愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺工場 愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島工場 福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	伊勢崎工場 群馬県伊勢崎市富塚町1021番地1
	茨城工場 茨城県古河市大和田1778番地
	丹波工場 兵庫県丹波市柏原町下小倉960
	広島工場 広島県三原市下北方一丁目11番1号
主要な営業拠点	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、東京支社（東京都）、埼玉支店（埼玉県）、横浜支店（神奈川県）、千葉支店（千葉県）、北関東支店（群馬県）、名古屋支店（愛知県）、静岡支店（静岡県）、北陸支店（石川県）、大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、広島支店（広島県）、四国支店（香川県）、福岡支店（福岡県）

②主要な子会社

国 内	アイカインテリア工業株式会社（本社：愛知県）
	アイカハリマ工業株式会社（本社：兵庫県）
	西東京ケミックス株式会社（本社：東京都）
	アイカテック建材株式会社（本社：東京都）
海 外	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社（シンガポール共和国）
	エバモア・ケミカル・インダストリー社（台湾 南投市）
	アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社（タイ王国 バンコク市）
	アイカ・ラミネーツ・インディア社（インド共和国 ニューデリー）
	アイカ・ラミネーツ・ベトナム社（ベトナム社会主義共和国 ドンナイ省）
	アイカウィルソナート・タイ社（タイ王国 サムットサーコーン県）
	アイカウィルソナート上海社（中華人民共和国 上海市）

(9)従業員の状況

①当社グループの従業員

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,250名	243名増

②当社の従業員

従 業 員 数	前期末比増減
1,228名	12名増

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10)主要な借入先

借入額に重要性がありませんので記載を省略しております。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 116,577,000株
- ② 発行済株式総数 67,590,664株
- ③ 株主数 13,058名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,140	17.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,903	9.39
アイカ工業取引先持株会	2,454	3.90
アイカ工業株式保有会	1,613	2.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,519	2.41
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,409	2.24
住友生命保険相互会社	1,318	2.09
大日本印刷株式会社	1,293	2.05
JPモルガン証券株式会社	757	1.20
東邦瓦斯株式会社	738	1.17

(注) 1. 当社は、自己株式4,775千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式4,775千株を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付人数
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	4,276株	4名

(注) 譲渡制限付株式報酬により、自己株式を交付しております。

当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告24頁「取締役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	小 野 勇 治	
代表取締役 社長執行役員	海老原 健治	
取締役 常務執行役員	大 村 信 幸	化成品カンパニー長 アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社 取締役会長
取締役 常務執行役員	岩 塚 祐 二	建装・建材カンパニー長 アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社 取締役会長
取締役※	蟹 江 浩 嗣	日本ガイシ株式会社 常任顧問
取締役※	清 水 綾 子	弁護士 石原総合法律事務所 株式会社スズケン 社外取締役（監査等委員）
取締役 (常勤監査等委員)	森 良 二	
取締役※ (監査等委員)	宮 本 正 司	公認会計士 宮本正司公認会計士事務所 所長 名糖産業株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役※ (監査等委員)	山 本 光 子	パーソルテンプスタッフ株式会社 相談役 中央発條株式会社 社外取締役 名糖産業株式会社 社外取締役（監査等委員） 竹田iPホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. ※は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員会による監査・監督を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集、重要な社内会議における情報共有および内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森良二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役 宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 取締役 蟹江浩嗣氏、清水綾子氏、宮本正司氏および山本光子氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年5月14日および2025年5月15日の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図る報酬体系を基本に、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

[1] 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である月額基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬および株式報酬で構成されています。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、月額基本報酬のみで構成されています。

(i) 基本報酬

取締役の基本報酬は月例の定額報酬であり、役職毎の基準額をベースに、外部公表されている他社の水準や会社の業績等を勘案し決定しております。

(ii) 業績連動報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬は、各事業年度の業績等が確定した時点で、個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）し、役職毎の基準額をベースに個別報酬の額を決定しております。個別評価は、連結・個別の売上高・利益（営業利益等）の伸び率、期首予算に対する達成率、担当業務の評価、中期経営計画の進捗状況などを勘案し決定しております。

当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、加えて、中長期的な企業価値の向上ならびにマテリアリティとの連動に最も適切な指標であると判断したからであります。

重要指標としている当事業年度（第125期）の連結売上高の実績は248,696百万円（目標達成率99.5%、前年同期比5.1%増）、連結営業利益の実績は27,408百万円（目標達成率100.8%、前年同期比8.4%増）であります。

また、業績連動報酬の報酬総額に対する構成比率は15から20%を目安に役割、役職、役位に応じて決定しております。業績連動報酬の報酬総額に対する当事業年度における構成比率は、上記指標の達成状況を総合的に勘案し25.5%となっております。なお、第126期以降、業績連動報酬総額に対する構成比率は50%を目安に引き上げることを決定しております。

(iii) 株式報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に、年1回の付与を予定しております。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役職毎の基準付与数をベースに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬総額に対する構成比率15%を目安に会社の業績等を勘案し決定いたします。

[2] 取締役の評価

- (i) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個別評価は、代表取締役会長および代表取締役社長執行役員が評価基準に則り検討を行ったうえで、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成し、取締役会の授権を受けたガバナンス委員会において個別評価を決定しております。
- (ii) 代表取締役会長および代表取締役社長執行役員の評価においても同様にガバナンス委員会に提出され、評価プロセスや評価に対する考え方を確認することで、客観性や公正性を担保し、取締役会の授権を受けたガバナンス委員会で決定しています。

[3] 役員報酬の決定方法

取締役の報酬については、プロセスの客観性と透明性を確保するため、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内、かつ、代表取締役会長および代表取締役社長執行役員が算定方法に則り検討を行ったうえで、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成し、取締役会の授権を受けたガバナンス委員会がその検討内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等を決定しております。なお、ガバナンス委員会の各構成員については、次のとおりであります。

◆構成員の氏名、地位及び担当

委員長 宮 本 正 司【社外取締役（監査等委員）】
委員 蟹 江 浩 嗣【社外取締役】
委員 清 水 綾 子【社外取締役】
委員 山 本 光 子【社外取締役（監査等委員）】
委員 小 野 勇 治【代表取締役会長】
委員 海老原 健治【代表取締役社長執行役員】
委員 森 良 二【取締役（常勤監査等委員）】

[4] 役員の報酬等の額の決定過程における活動内容

役員の報酬等の決定過程においては、社外取締役を中心に構成し、取締役会の授権を受けたガバナンス委員会において、会社業績と担当業務業績との割合や評価ランクと増減率との関係等について、成果および責任、客観性、透明性を高めるため意見交換を行い、決定しております。

[5] 報酬総額等を決議した株主総会の年月日および決議内容等

2020年6月23日開催の第120回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額370百万円以内（うち、社外取締役分は20百万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は年70百万円以内（うち、監査等委員である社外取締役分は20百万円以内）にすることを承認いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、監査等委員である社外取締役は2名）です。また、この報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬額として2021年6月24日開催の第121回定時株主総会において、年額60百万円以内とする議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」をご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、監査等委員である社外取締役は2名）です。

②取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	211 (16)	142 (16)	54	13	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	40 (17)	40 (17)	—	—	3 (2)

（注）非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3)社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	蟹江浩嗣	日本ガイシ株式会社	常任顧問	当社と日本ガイシ株式会社との間には特別な関係はありません。
取締役	清水綾子	石原総合法律事務所 株式会社スズケン	弁護士 社外取締役 (監査等委員)	当社と石原総合法律事務所、株式会社スズケンとの間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	宮本正司	宮本正司公認会計士事務所 名糖産業株式会社	所長 社外取締役 (監査等委員)	当社と宮本正司公認会計士事務所および名糖産業株式会社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本光子	パーソルテンプスタッフ株式会社 中央発條株式会社 名糖産業株式会社 竹田iPホールディングス株式会社	相談役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役	当社とパーソルテンプスタッフ株式会社、中央発條株式会社、名糖産業株式会社および竹田iPホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会		監査等委員会		ガバナンス委員会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	蟹江浩嗣	14回／14回	100%	—	—	5回/5回	100%
取締役	清水綾子	14回／14回	100%	—	—	5回/5回	100%
取締役 (監査等委員)	宮本正司	14回／14回	100%	14回／14回	100%	5回/5回	100%
取締役 (監査等委員)	山本光子	14回／14回	100%	14回／14回	100%	5回/5回	100%

③取締役会・監査等委員会等における発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- 取締役 蟹江浩嗣氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。
- 取締役 清水綾子氏は、主に弁護士としての専門的見地、および多様性の観点に基づき、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。
- 監査等委員である取締役 宮本正司氏は、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として同委員会の議事運営を行い、その結果を取締役に答申しています。
- 監査等委員である取締役 山本光子氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般および多様性の観点から、助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として同委員会において適宜質問し意見を述べております。

④責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の対象範囲は、当社の取締役および執行役員であり、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求については填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	62百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上に基づく監査と金融商品取引法上に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはその合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第2項の業務以外の業務である、コンフォート業務についての対価を支払っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、監査等委員会が会計監査人の独立性および専門性ならびに監査の実施状況に関しチェックリストを作成し、適切性を評価し、業務執行側と意見交換の上、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の決議を行い、その決議に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

◎本事業報告は次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	179,554
現金及び預金	59,573
受取手形	21,576
売掛金	50,741
商品及び製品	17,293
仕掛品	1,979
原材料及び貯蔵品	14,613
その他	14,607
貸倒引当金	△ 830
固定資産	108,503
有形固定資産	74,019
建物及び構築物	19,889
機械装置及び運搬具	18,367
工具、器具及び備品	2,404
土地	19,933
リース資産	8,499
建設仮勘定	4,925
無形固定資産	10,393
のれん	2,175
その他	8,218
投資その他の資産	24,090
投資有価証券	20,750
繰延税金資産	823
退職給付に係る資産	1,012
その他	1,504
貸倒引当金	△ 1
資産合計	288,058

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	62,775
支払手形及び買掛金	31,342
電子記録債務	3,813
短期借入金	6,252
未払法人税等	4,004
未払消費税等	583
賞与引当金	2,556
有償支給取引に係る負債	2,331
その他	11,891
固定負債	35,559
転換社債型新株予約権付社債	18,036
長期借入金	3,919
繰延税金負債	8,103
退職給付に係る負債	2,080
その他	3,420
負債合計	98,334
純資産の部	
株主資本	144,149
資本金	9,891
資本剰余金	7,177
利益剰余金	137,195
自己株式	△ 10,115
その他の包括利益累計額	29,223
その他有価証券評価差額金	7,970
繰延ヘッジ損益	△ 5
為替換算調整勘定	20,965
退職給付に係る調整累計額	292
新株予約権	19
非支配株主持分	16,331
純資産合計	189,723
負債純資産合計	288,058

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		248,696
売上原価		180,790
売上総利益		67,906
販売費及び一般管理費		40,497
営業利益		27,408
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,154	
その他	1,442	2,596
営業外費用		
支払利息	252	
その他	1,084	1,336
経常利益		28,668
特別損失		
減損損失		1,417
税金等調整前当期純利益		27,250
法人税、住民税及び事業税	8,350	
法人税等調整額	198	8,548
当期純利益		18,701
非支配株主に帰属する当期純利益		1,805
親会社株主に帰属する当期純利益		16,896

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			
科	目	金	額
流動資産			84,603
	現金及び預金		16,549
	受取手形		18,728
	売掛金		29,153
	有価証券		6,096
	商品及び製品		8,004
	仕掛品		608
	原材料及び貯蔵品		2,256
	短期貸付金		2
	未収入金		2,820
	その他		384
固定資産			102,824
有形固定資産			17,762
	建物		5,887
	構築物		515
	機械及び装置		3,404
	車両運搬具		78
	工具、器具及び備品		773
	土地		6,316
	リース資産		13
	建設仮勘定		772
無形固定資産			3,294
	ソフトウェア		2,142
	その他		1,152
投資その他の資産			81,767
	投資有価証券		19,403
	関係会社株式		50,524
	関係会社出資金		9,392
	関係会社長期貸付金		4,700
	その他		1,156
	貸倒引当金		△ 3,409
資産合計			187,428

負債の部			
科	目	金	額
流動負債			28,663
	電子記録債務		3,143
	買掛金		16,157
	リース債務		7
	未払金		792
	未払費用		2,431
	未払法人税等		2,889
	未払消費税等		460
	賞与引当金		1,524
	その他		1,257
固定負債			19,711
	転換社債型新株予約権付社債		18,036
	リース債務		5
	繰延税金負債		970
	その他		699
負債合計			48,375
純資産の部			
株主資本			131,084
	資本金		9,891
	資本剰余金		13,445
	資本準備金		13,277
	その他資本剰余金		167
利益剰余金			117,863
	利益準備金		1,622
	その他利益剰余金		116,240
	圧縮積立金		307
	別途積立金		16,976
	繰越利益剰余金		98,956
自己株式			△ 10,115
評価・換算差額等			7,948
	その他有価証券評価差額金		7,954
	繰延ヘッジ損益		△ 6
新株予約権			19
純資産合計			139,052
負債純資産合計			187,428

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,514
売上原価		90,075
売上総利益		39,438
販売費及び一般管理費		21,589
営業利益		17,849
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,822	
その他	858	3,680
営業外費用		950
経常利益		20,579
特別損失		
関係会社株式評価損	278	
関係会社清算損	138	417
税引前当期純利益		20,162
法人税、住民税及び事業税	5,390	
法人税等調整額	△ 103	5,286
当期純利益		14,875

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 野 衣
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイカ工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増見彰則
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦野衣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイカ工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、アイカ工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 各監査等委員は監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

アイカ工業株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 森 良 二 ㊞
社外取締役監査等委員 宮 本 正 司 ㊞
社外取締役監査等委員 山 本 光 子 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

[期末配当に関する事項]

利益還元につきましては、株主の皆さまへの利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、連結業績、配当性向および内部留保を総合的に勘案したうえで配当を行っていく考えであります。中期経営計画「Value Creation 3000 & 300」においては、減配しない累進配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針ならびに過去の還元実績、財務状況や当連結会計年度の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高を記録したことなどを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金70円

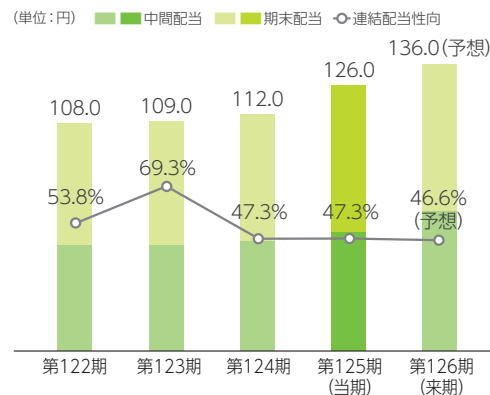
総額は4,397,030,120円

なお、中間配当金として1株につき56円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり126円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日（水曜日）

配当金の推移



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員の任期が満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		性別	候補者氏名	現在の地位	取締役会への出席状況
1	再任	男性	お の ゆ う じ 小 野 勇 治	代表取締役 会長	14回／14回 (100%)
2	再任	男性	え び は ら け ん じ 海老原 健治	代表取締役 社長執行役員	14回／14回 (100%)
3	再任	男性	お お む ら の ぶ ゆ き 大 村 信 幸	取締役 専務執行役員	14回／14回 (100%)
4	再任	男性	い わ つ か ゆ う じ 岩 塚 祐 二	取締役 常務執行役員	14回／14回 (100%)
5	再任	男性	かに え ひ ろ し 蟹 江 浩 嗣	取締役	14回／14回 (100%)
6	再任	女性	し み ず あ や こ 清 水 綾 子	取締役	14回／14回 (100%)

候補者番号

お の ゆ う じ
1 小 野 勇 治 (1956年8月24日生)

再任



所有する当社株式の数

72,012 株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社
2000年 4 月 当社化成品開発第一部長
2002年10月 当社化成品カンパニー営業部長
2004年 4 月 当社化成品カンパニー副カンパニー長
2004年 6 月 当社執行役員
2004年10月 当社第二R&Dセンター長
2008年 4 月 当社化成品カンパニー長
2008年 6 月 当社取締役
2009年 6 月 当社常務取締役
2010年 6 月 当社代表取締役 (現任)
当社取締役社長
2018年 6 月 当社社長執行役員
2022年 4 月 当社取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

小野勇治氏は、2010年より代表取締役社長として当社グループの経営を担い、アイカ10年ビジョンや中期経営計画を策定し、M&Aを活用しながら事業拡大に取り組んでまいりました。また、2022年4月からは代表取締役会長として取締役会の議長を務め、当社グループのコーポレートガバナンス向上のために施策を推進するなど、経営者としての豊富な経験と実践に基づく見識を有していることから、今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号 え び はら けん じ

2 海老原 健治 (1967年4月15日生)

再任



所有する当社株式の数

28,404 株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
2009年 4 月 当社R&Dセンター化学品開発部長
2010年10月 当社R&Dセンター基目寺研究所長
2013年 4 月 当社R&Dセンター長
2015年 4 月 当社機能材料カンパニー長
2017年 6 月 当社執行役員
2018年 6 月 当社上席執行役員
2019年 4 月 当社常務執行役員
2019年 6 月 当社取締役
2020年 4 月 当社化成品カンパニー長
当社営業統括本部副本部長
2022年 4 月 当社代表取締役 (現任)
当社社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

海老原健治氏は、特に研究開発に関する豊富な経験と知見を有し、2015年から機能材料カンパニー長、2020年から化成品カンパニー長として両事業を牽引してまいりました。

2022年4月からは代表取締役 社長執行役員として中期経営計画を策定し、成長事業の創出・拡大、経営基盤・利益基盤の強化に努めるとともに、当社グループを牽引し、さらなる業績の拡大を図っております。今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号 おおむらのぶゆき

3 大村 信 幸 (1964年4月7日生)

再任



所有する当社株式の数

28,477 株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 三井物産株式会社入社
2003年10月 同社中部支社物資部物資室長
2008年 6 月 同社コンシューマーサービス事業第二本部長
2009年 1 月 当社入社
当社海外事業部副事業部長
2009年 4 月 当社海外事業部長
2009年 6 月 当社取締役
2011年 4 月 当社新規事業室長、法務監査室長、広報・IR室長
2017年 6 月 当社常務取締役
2018年 4 月 当社化成品カンパニー長
当社営業統括本部副本部長
2018年 6 月 当社取締役（現任）
当社常務執行役員
2020年 4 月 当社機能材料カンパニー長
2022年 4 月 当社化成品カンパニー長
当社営業統括本部副本部長
2023年 1 月 アイカ・アジア・パンフィック・ホールディング社取締役会長（現任）
2025年 4 月 当社専務執行役員（現任）
当社海外事業カンパニー長（現任）
アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

大村信幸氏は、特に海外事業に関する豊富な経験と知見を有しており、2009年以降は取締役として当社の経営に携わっております。また、機能材料カンパニー長や化成品カンパニー長を歴任し、2025年4月からは海外事業カンパニー長として、海外事業の拡大、利益率の向上に取り組んでおります。今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 いわ つか ゆう じ
4 岩 塚 祐 二 (1967年1月20日生)

再任



所有する当社株式の数

19,442 株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社
2010年 4 月 当社建装材カンパニー生産統括部長
2012年 4 月 当社化成品カンパニー生産統括部長
2015年 4 月 当社化成品カンパニー長
2015年 6 月 当社執行役員
2016年 6 月 当社上席執行役員
2020年 4 月 当社海外企画部担当、購買部長
2021年 4 月 当社建装・建材カンパニー副カンパニー長（生産担当）、
情報システム部担当
2023年 4 月 当社常務執行役員（現任）
当社建装・建材カンパニー長（現任）
アイカ・アジア・ラミネーツ・ホールディング社取締役会長
2023年 6 月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

岩塚祐二氏は、特に建装建材・化成品両事業の生産に関する豊富な経験と知見を有しております。2023年4月からは建装・建材カンパニー長として同事業を所管しており、さらなる事業の拡大、利益率の向上に取り組んでおります。今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

かに え ひろ し
5 蟹江 浩 嗣 (1957年7月9日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

1,306 株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 3 月 日本碍子株式会社（表記社名:日本ガイシ株式会社）入社
2004年 4 月 同社セラミックス事業本部産業プロセス事業部 事業計画部長
2010年 6 月 同社執行役員、秘書室長
2012年 6 月 同社常務執行役員
2014年 4 月 同社セラミックス事業本部長
2014年 6 月 同社取締役常務執行役員
2015年 6 月 同社取締役専務執行役員
2018年 6 月 同社代表取締役副社長、経営企画室・新事業企画室・秘書室・
コーポレートコミュニケーション部・人事部・総務部所管、
電力事業本部管掌、グループ会社統括、大阪支社長
2022年 6 月 同社常任顧問（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

蟹江浩嗣氏は、長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。当社社外取締役として経営全般に関し客観的・中立的な助言をいただき、グループの企業価値向上と持続的成長に寄与していただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

*蟹江浩嗣氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

*蟹江浩嗣氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*蟹江浩嗣氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

候補者番号 し みず あや こ
6 清水綾子 (1972年6月6日生)

再任

社外

独立



戸籍上の氏名
わた なべ あや こ
渡邊綾子

所有する当社株式の数

0 株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年 4 月 弁護士登録
石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所（現任）
2015年 4 月 愛知県弁護士会副会長
中部弁護士会連合会理事
2017年 4 月 名古屋市情報公開審査会委員
2018年 1 月 司法委員（現任）
2019年 4 月 愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人（現任）
2019年12月 株式会社MTG社外取締役（監査等委員）
2020年 4 月 名古屋テレビ放送株式会社オンブズ6委員（現任）
2020年 6 月 当社社外取締役（現任）
2021年 3 月 シンクレイヤ株式会社社外取締役（監査等委員）
2024年 6 月 株式会社スズケン社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者としての理由および期待される役割

清水綾子氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門知識と経験を当社の経営の監督に活かすとともに多様性の観点に基づき社外取締役としての助言をしていただいております。また、法的な観点から取締役会やガバナンス委員会への提言や助言を引き続き行っていただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

*清水綾子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。

*清水綾子氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

*清水綾子氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認可決されますと、引き続き各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
3. 各取締役候補者が所有する当社株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。また、所有する当社株式の数は2025年3月末時点の株式数を記載しております。

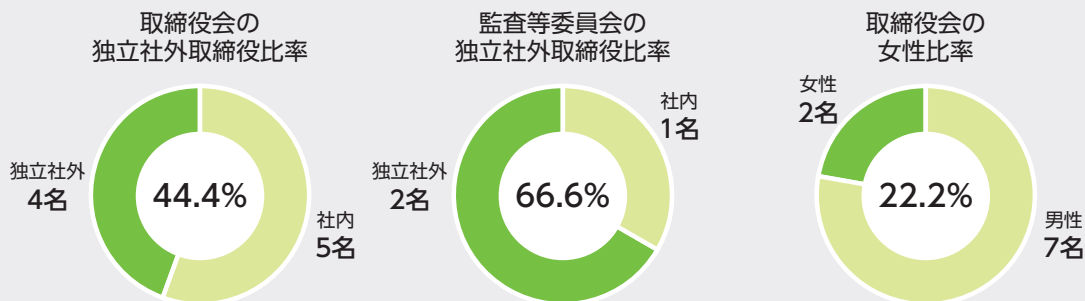
ご参考 取締役会のスキルマトリックス

番号	氏名	当社における 地位 (選任後の資格)	性別	属性	取締役の専門性								財務 会計
					企業 経営	国際 経験	営業 マーケ ティング	技術・ 生技・ 研究開発	サステナビリティ			法務 リスク 管理	
1	小野 勇治	代表取締役 会長	男性	社内	○	○	○	○			○	○	○
2	海老原健治	代表取締役 社長執行役員	男性	社内	○	○	○	○	○	○	○		○
3	大村 信幸	取締役 専務執行役員	男性	社内	○	○	○		○				
4	岩塚 祐二	取締役 常務執行役員	男性	社内	○		○	○	○				
5	蟹江 浩嗣	取締役	男性	社外 独立	○	○	○			○	○	○	
6	清水 綾子	取締役	女性	社外 独立					○	○	○	○	
7	森 良二	取締役 監査等委員	男性	社内	○	○		○			○	○	○
8	宮本 正司	取締役 監査等委員	男性	社外 独立							○	○	○
9	山本 光子	取締役 監査等委員	女性	社外 独立	○		○			○	○		

(注) 1. 第2号議案が原案通り承認可決された場合、取締役の専門性は上記の通りであります。

2. *「社会」については、人権関連および人材育成・人材開発を意味しています。

ご参考 コーポレート・ガバナンスハイライト



(注) 第2号議案が原案通り承認可決された場合

ご参考 政策保有株式について

政策保有株式に関する情報を当社ウェブサイトで開示しております。

コーポレート・ガバナンス

https://www.aica.co.jp/company/sustainability/governance/corporate_governance/#headline-cs



ご参考

当社は、当社の社外取締役が次の1から10のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断いたします。

1. 現在および過去10年間に於いて当社および当社連結子会社の業務執行者
2. 当社の会計監査人もしくはその社員
3. 取引金額が相手先の売上高の2%以上ある当社を主要取引先とする先もしくはその業務執行者
4. 取引金額が当社連結売上高の2%以上ある主要取引先もしくはその業務執行者
5. 当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者
6. 当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体の売上高の2%以上の受取が当社からある法人・団体等の業務執行者）
7. 当社の総議決権数の10%以上を保有する者
8. 過去3年間に於いて上記2から7のいずれかに該当する者
9. 配偶者および2親等以内の親族が上記1から8のいずれかに該当する者
10. その他、当社一般株主との間に利益相反が生じるおそれのある者

以 上

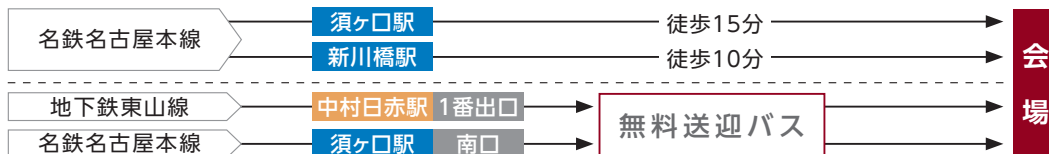
株主総会会場のご案内

日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

会場 [当社名古屋工場第5会議室] 愛知県清須市西堀江2288番地 電話番号：052-400-5311



交通のご案内



無料送迎バス 地下鉄東山線【中村日赤駅】：午前9時、9時20分

出発予定時刻 名鉄名古屋本線【須ヶ口駅】：午前9時10分から約15分間隔で運行（最終は9時40分）

- 株主総会終了後も送迎バスを随時運行いたします。
- お車で越しの方は、名古屋工場の駐車場をご利用ください。

株主総会当日のご出席にあたり、車いすでのご来場などサポートが必要な株主さまは
事前にご連絡をお願い申し上げます。

アイカ工業株式会社 総務部 TEL：052-533-3132



株主総会へご出席の皆さまへのお土産は廃止いたしました。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

